

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書「①動物虐待等が疑われる事案に係る情報収集」について 1 獣医師は貴省にて指定されるとのことですので、請負者からの提案は不要という理解でいいか、念のため確認いたしたく存じます。	ご理解のとおり不要です。
2	「指定獣医師を派遣する事案」とありますが、事案現場は指定獣医師のみが訪問するのか、請負者も同行するのか、いずれでしょうか。	指定獣医師のみが訪問のみを想定しています。請負者の同行は必要ありません。
3	「動物の状態に関するデータ」及び「飼養環境に関するデータ」の収集に必要な機材は、指定獣医師がすでに所有するものを使用するのか、もしくは請負者が手配すべきか、いずれでしょうか。	検査は指定獣医師が行うため、利用する機材は指定獣医師の所属する機関等のものであり、手配は不要です。しかしなが各検査のために発生する費用は請負者負担となります。
4	仕様書「（２）「動物虐待等に関する対応ガイドライン」の改定・印刷」について 1 改定版ガイドラインは現行の表紙・背表紙も一新することを想定されておりますでしょうか。一新する場合、デザイン性において重視する点やこだわりはございますでしょうか（デザイン会社等への発注を想定される水準か否か）。	利用者が初版と混同しないために一定程度の修正は必要であると考えていますが、デザインを一新するほど大幅な修正までは想定しておりません。